

令和7年度市町村地方公営企業決算の概要について

1 事業数

- ・ 事業数は、令和7年度末現在 179 事業で、前年度末から 1 事業減少している。（駐車場事業の想定企業会計終了により 1 事業減少。）
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 102 事業と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）43 事業、工業用水道事業及び宅地造成事業 8 事業の順となっている。
- ・ なお、地方公営企業を経営している団体数は、43 市町村、7 一部事務組合、1 地方独立行政法人となっている。

<事業別一覧>

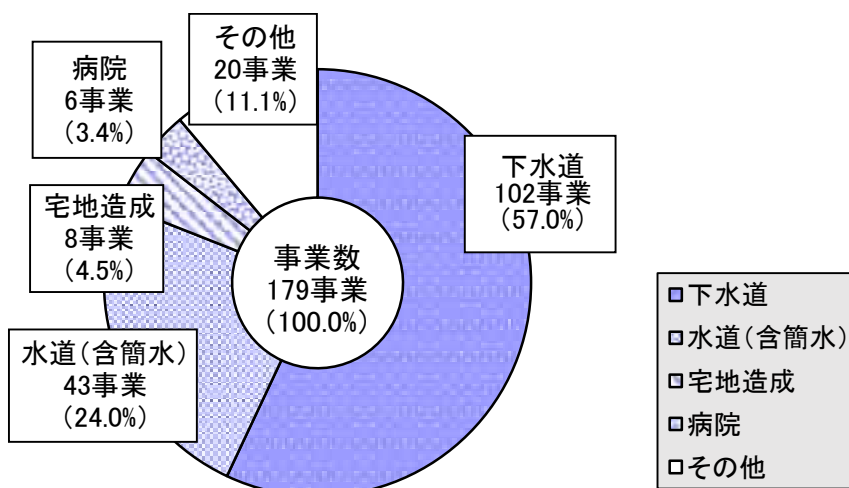
（単位：事業）

事業名 \ 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	対前年度増減数 (B)-(A)
法適用企業	水道	43	43	43	43	43	0
	工業用水道	9	9	8	8	8	0
	電気	1	1	1	1	1	0
	病院	6	6	6	6	6	0
	下水道	74	77	86	100	100	0
	小 計	133	136	144	158	158	0
法非適用企業	下水道	29	26	17	2	2	0
	市場	5	5	5	5	5	0
	観光施設	1	1	1	1	1	0
	宅地造成	11	9	8	8	8	0
	駐車場	4	4	4	4	3	△ 1
	介護サービス	3	3	3	2	2	0
	小 計	53	48	38	22	21	△ 1
合 計		186	184	182	180	179	△ 1

(注) 1 地方公営企業決算の対象事業数は想定企業会計及び建設中の事業を含むため、地方公営企業設置状況の事業数とは異なる場合がある。（想定企業会計とは、従前は公営企業会計として特別会計を設置していたが、公営企業会計を廃止し一般会計等において清算及び地方債の償還を行っている場合等において、これに係る一切の収支は一般会計等から分別し、当該事業に係る公営企業会計が設けられているものと想定した事業会計。）

2 介護サービス事業とは、保険運営に係る介護保険事業会計ではなく、市町村が運営する介護サービス事業のうち指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び指定訪問看護ステーションに係るものである。

<事業別構成比>



2 決算規模

- ・ 決算規模は、2,144 億円で、前年度に比べ 25 億円（1.1%）減少している。
- ・ 法適用企業は前年度に比べ 26 億円（1.2%）減少し、法非適用企業は前年度に比べ 2 億円（2.8%）増加している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 1,025 億円と最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）914 億円、病院事業 135 億円の順となっている。

<事業別一覧>

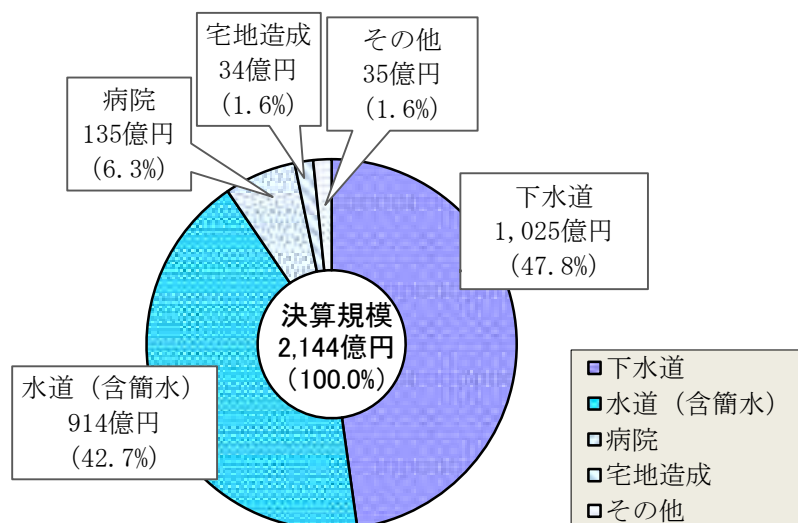
（単位：百万円、%）

年度 事業名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	対前年度増減額 (C) = (B) - (A)	対前年度増減率 (C) / (A) × 100
法適用企業	水道	87,048	87,528	87,221	88,508	91,426	2,918	3.3
	工業用水道	661	666	691	853	740	△ 113	△ 13.2
	電気	70	69	64	73	81	8	11.0
	病院	12,130	12,440	12,583	13,677	13,536	△ 141	△ 1.0
	下水道	96,047	95,406	98,778	107,726	102,429	△ 5,297	△ 4.9
	小 計	195,956	196,109	199,337	210,837	208,212	△ 2,625	△ 1.2
法非適用企業	下水道	8,548	7,176	3,709	55	57	2	3.6
	市場	1,063	902	1,080	862	1,101	239	27.7
	観光施設	83	95	83	88	92	4	4.5
	宅地造成	4,852	6,723	5,472	3,516	3,439	△ 77	△ 2.2
	駐車場	802	940	295	292	294	2	0.7
	介護サービス	1,413	3,569	1,142	1,206	1,203	△ 3	△ 0.2
	小 計	16,761	19,405	11,781	6,019	6,186	167	2.8
合 計		212,717	215,514	211,118	216,856	214,398	△ 2,458	△ 1.1

（注）決算規模の算出は次のとおりとした。

- ・ 法適用企業：総費用（税込み）－減価償却費＋資本的支出
- ・ 法非適用企業：総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金

<事業別構成比>



3 経営状況

(1) 経営状況

- ・ 黒字事業は 157 事業、赤字事業は 19 事業となっている。黒字事業は全体の 89.2%を占めており、その割合は前年度に比べ 0.6 ポイント減少している。
- ・ 一般会計等からの基準外繰入金（※）を差し引いた実質ベースでみると、105 事業（59.7%）が赤字となっている。

（※）基準外繰入金：地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準（総務省が示す繰出基準）に基づかない繰入金のこと。（例：収支不足の補てん等）

＜事業別一覧＞ ※想定企業会計及び建設中の事業を除く。

（単位：事業）

年度 事業名		令和7年度(A)			令和6年度(B)			対前年度増減数(A)-(B)		
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計
法適用企業	水道	36 (28)	7 (15)	43	40 (32)	3 (11)	43	△ 4 (△ 4)	4 (4)	0
	工業用水道	5 (5)	1 (2)	6	4 (3)	3 (4)	7	1 (2)	△ 2 (△ 2)	△ 1
	電気	1 (1)	0 (0)	1	1 (1)	0 (0)	1	0 (0)	0 (0)	0
	病院	1 (1)	4 (4)	5	1 (1)	4 (4)	5	0 (0)	0 (0)	0
	下水道	93 (27)	7 (73)	100	92 (25)	8 (75)	100	1 (2)	△ 1 (△ 2)	0
	小 計	136 (62)	19 (94)	155	138 (62)	18 (94)	156	△ 2 (0)	1 (0)	△ 1
法非適用企業	下水道	2 (0)	0 (2)	2	2 (0)	0 (2)	2	0 (0)	0 (0)	0
	市場	5 (2)	0 (3)	5	5 (2)	0 (3)	5	0 (0)	0 (0)	0
	観光施設	1 (1)	0 (0)	1	1 (1)	0 (0)	1	0 (0)	0 (0)	0
	宅地造成	8 (4)	0 (4)	8	8 (5)	0 (3)	8	0 (△ 1)	0 (1)	0
	駐車場	3 (3)	0 (0)	3	3 (3)	0 (0)	3	0 (0)	0 (0)	0
	介護サービス	2 (0)	0 (2)	2	2 (0)	0 (2)	2	0 (0)	0 (0)	0
	小 計	21 (10)	0 (11)	21	21 (11)	0 (10)	21	0 (△ 1)	0 (1)	0
合 計		157 (72)	19 (105)	176	159 (73)	18 (104)	177	△ 2 (△ 1)	1 (1)	△ 1
全体に占める割合		89.2% (40.9%)	10.8% (59.7%)	-	89.8% (41.2%)	10.2% (58.8%)	-	-	-	-

（注）1 黒字・赤字の判断は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。

2 ()は、法適用企業にあっては収益的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合、法非適用企業に当たっては収益的収入及び資本的収入への一般会計等からの基準外繰入金を差し引いた場合の収支の状況である。

3 想定企業会計及び建設中の事業は除くため、事業数とは一致しない場合がある。

(2) 総収支額

- ・ 総収支額は、99 億円の黒字で、前年度に比べ 17 億円（14.4%）減少している。
- ・ 一般会計等からの繰入金 440 億円のうち基準外繰入金が 165 億円となっており、総収支額から基準外繰入金を差し引くと、工業用水道事業（法適用）、病院事業（法適用）、下水道事業（法適用及び法非適用）、宅地造成事業（法非適用）、介護サービス事業（法非適用）が赤字になっている。

<事業別一覧>

(単位:百万円、%)

年度 事業名		令和7年度(A)		令和6年度(B)	対前年度増減額	対前年度増減率
		総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額	繰入金 ()は基準外繰入金(内数)	総収支額 ()は基準外繰入金を除いた額	(C)=(A)-(B)	(C)/(B)×100
法適用企業	水道	4,621	3,357	5,819	△ 1,198	△ 20.6
		(2,942)	(1,679)	(4,296)	(△ 1,354)	(△ 31.5)
	工業用水道	35	123	△ 55	90	△ 163.6
		(△ 87)	(122)	(△ 185)	(98)	(△ 53.0)
	電気	57	0	64	△ 7	△ 10.9
		(57)	(0)	(64)	(△ 7)	△ 10.9
	病院	△ 1,332	1,825	△ 1,566	234	△ 14.9
		(△ 1,794)	(462)	(△ 2,035)	(241)	(△ 11.8)
	下水道	5,747	35,987	6,054	△ 307	△ 5.1
		(△ 5,903)	(11,650)	(△ 7,801)	(1,898)	(△ 24.3)
小 計	9,128	41,292	10,316	△ 1,188	△ 11.5	
	(△ 4,785)	(13,913)	(△ 5,661)	(876)	(△ 15.5)	
法非適用企業	下水道	12	42	17	△ 5	△ 29.4
		(△ 10)	(22)	(△ 27)	(17)	(△ 63.0)
	市場	472	119	578	△ 106	△ 18.3
		(393)	(79)	(518)	(△ 125)	(△ 24.1)
	観光施設	4	0	4	0	0.0
		(4)	(0)	(4)	(0)	(0.0)
	宅地造成	275	2,078	635	△ 360	△ 56.7
		(△ 1,803)	(2,078)	(△ 1,585)	(△ 218)	(13.8)
	駐車場	28	0	35	△ 7	△ 20.0
		(28)	(0)	(25)	(3)	(12.0)
	介護サービス	0	431	0	0	0.0
		(△ 431)	(431)	(△ 432)	(1)	(△ 0.2)
	小 計	791	2,670	1,269	△ 478	△ 37.7
		(△ 1,819)	(2,610)	(△ 1,497)	(△ 322)	(21.5)
合 計		9,918	43,963	11,585	△ 1,667	△ 14.4
		(△ 6,605)	(16,523)	(△ 7,158)	(553)	(△ 7.7)

(注)1 総収支額は、法適用企業は純損益、法非適用企業は実質収支による。

2 繰入金は、法適用企業は収益的收入への一般会計等からの繰入金、法非適用企業は収益的收入及び資本的收入への一般会計等からの繰入金である。

4 建設投資額

- ・ 建設投資額は、695 億円で、前年度に比べ 19 億円（2.6%）減少している。
- ・ 事業別にみると、水道事業（含簡易水道）が 329 億円と最も多く、次いで下水道（法適用＋法非適用）321 億円、宅地造成事業 24 億円の順となっている。

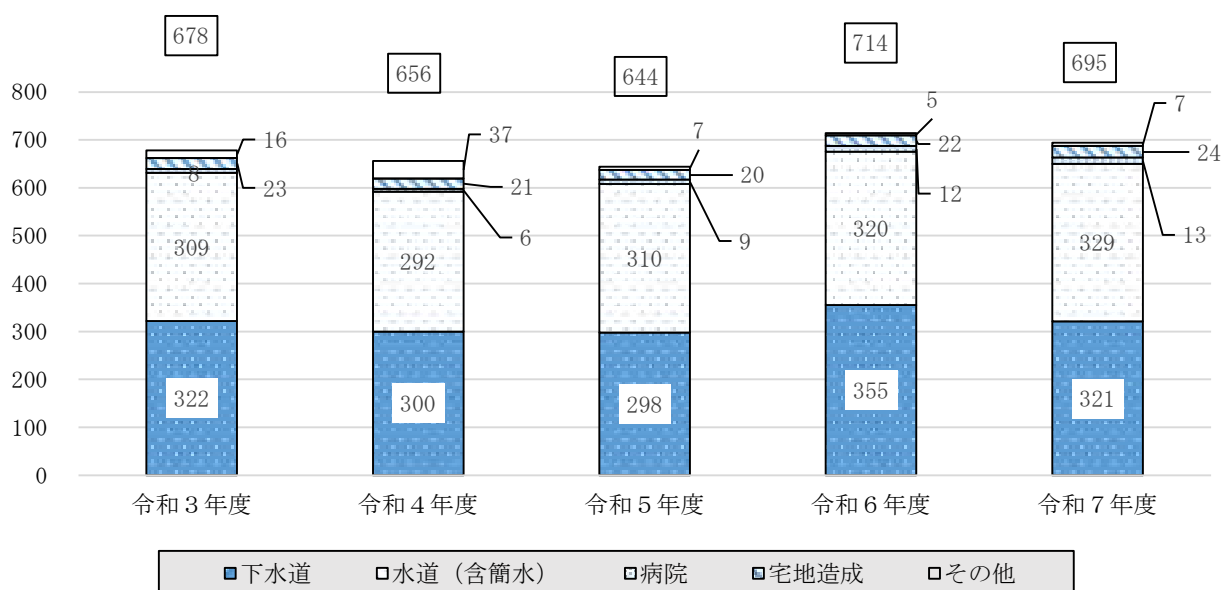
<事業別一覧>

（単位：百万円、%）

年度 事業名		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (A)	令和 7 年度 (B)	対前年度増減額 (C) = (B) - (A)	対前年度増減率 (C) / (A) × 100
法 適 用 企 業	水道	30,931	29,203	30,958	31,997	32,864	867	2.7
	工業用水道	73	58	112	150	82	△ 68	△ 45.3
	電気	0	0	5	2	0	△ 2	△ 100.0
	病院	789	618	862	1,178	1,329	151	12.8
	下水道	30,481	28,752	29,520	35,477	32,137	△ 3,340	△ 9.4
	小 計	62,274	58,631	61,457	68,804	66,412	△ 2,392	△ 3.5
法 非 適 用 企 業	下水道	1,747	1,204	289	0	0	0	－
	市場	470	258	499	248	493	245	98.8
	観光施設	0	0	0	0	0	0	－
	宅地造成	2,291	2,127	2,027	2,184	2,448	264	12.1
	駐車場	618	740	97	100	121	21	21.0
	介護サービス	441	2,606	10	24	6	△ 18	△ 75.0
	小 計	5,567	6,935	2,922	2,556	3,068	512	20.0
合 計		67,841	65,566	64,379	71,360	69,480	△ 1,880	△ 2.6

（注）建設投資額とは、資本的支出のうち建設改良費である。

<過去5年間の推移>



5 企業債現在高

- ・ 企業債現在高は、6,161 億円で、前年度に比べ 79 億円（1.3%）減少している。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 3,943 億円で最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）1,973 億円、病院事業 144 億円の順となっている。

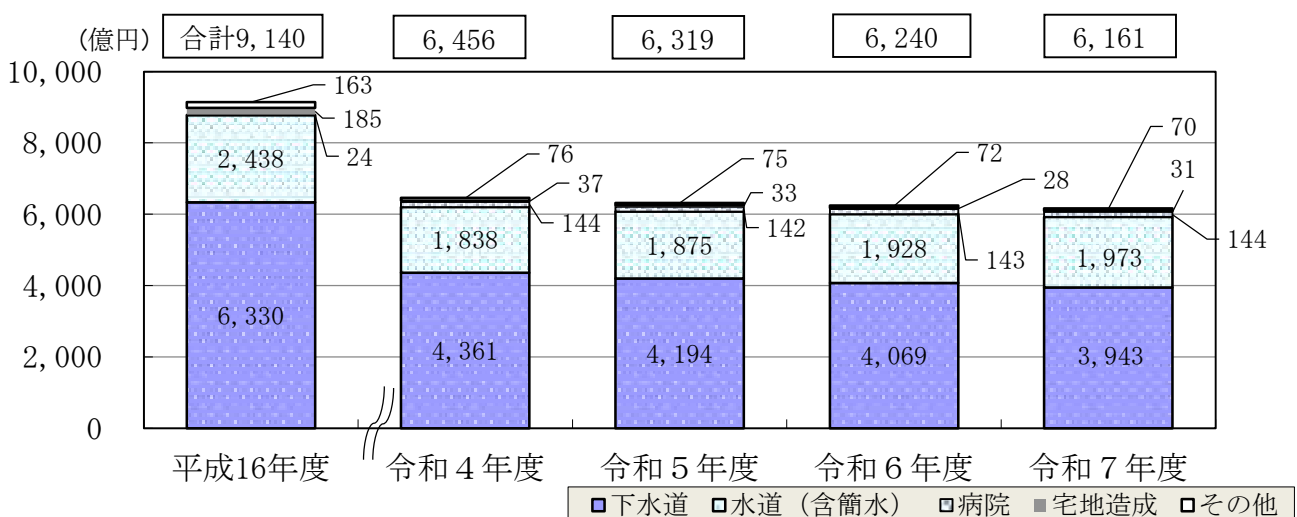
<事業別一覧>

（単位：百万円、%）

年度 事業名		平成16年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	対前年度増減額	対前年度増減率
			〰		(A)	(B)	(C)=(B)-(A)	(C)/(A)×100
法適用企業	水道	238,751	183,831	187,474	192,772	197,344	4,572	2.4
	工業用水道	4,972	1,184	1,032	956	845	△ 111	△ 11.6
	電気	0	456	405	354	304	△ 50	△ 14.1
	病院	2,423	14,365	14,225	14,295	14,389	94	0.7
	下水道	28,066	400,759	400,168	406,789	394,230	△ 12,559	△ 3.1
	観光施設	362	0	0	0	0	0	-
	小 計	274,574	600,594	603,303	615,167	607,111	△ 8,056	△ 1.3
法非適用企業	簡易水道	5,043	0	0	0	0	0	-
	下水道	604,884	35,338	19,225	111	91	△ 20	△ 18.0
	市場	3,398	1,582	1,666	1,644	1,719	75	4.6
	と畜場	817	0	0	0	0	0	-
	観光施設	1,167	0	0	0	0	0	-
	宅地造成	18,450	3,674	3,340	2,781	3,094	313	11.3
	駐車場	5,190	1,374	1,443	1,479	1,519	40	2.7
	介護サービス	346	3,020	2,983	2,781	2,572	△ 209	△ 7.5
	小 計	639,295	44,988	28,657	8,796	8,995	199	2.3
合 計		913,869	645,582	631,960	623,963	616,106	△ 7,857	△ 1.3

（注）企業債とは、地方公営企業の建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債をいう。

<過去5年間の推移>



6 他会計繰入金

- ・ 他会計繰入金は、440 億円で、前年度に比べ 5 億円（1.2%）減少している。
- ・ 繰入金の内訳は、収益的収入への繰入金が 325 億円（74.0%）、資本的収入への繰入金が 114 億円（26.0%）となっている。
- ・ 事業別にみると、下水道事業（法適用＋法非適用）が 360 億円で最も多く、次いで水道事業（含簡易水道）34 億円、宅地造成事業 21 億円の順となっている。

<事業別一覧>

（単位：百万円、％）

事業名		令和 7 年度						令和 6 年度	対前年度比較	
		(A)	構成比	(A)のうち収益的収入への繰入金 () 内基準外繰入		(A)のうち資本的収入への繰入金 () 内基準外繰入		(B)	増減額 (C)=(A)-(B)	増減率 (C)/(B)
法適用企業	水道	3,357	7.6	1,563	(1,109)	1,794	(570)	2,656	701	26.4
	工業用水道	123	0.3	37	(37)	85	(85)	130	△ 7	△ 5.4
	電気	0	0.0	0	(0)	0	(0)	0	0	-
	病院	1,825	4.2	1,338	(406)	487	(56)	1,708	117	6.9
	下水道	35,987	81.9	28,985	(7,363)	7,002	(4,286)	37,170	△ 1,183	△ 3.2
	小 計	41,292	93.9	31,923	(8,915)	9,368	(4,997)	41,664	△ 372	△ 0.9
法非適用企業	下水道	42	0.1	24	(3)	19	(19)	53	△ 11	△ 20.8
	市場	119	0.3	31	(21)	88	(58)	103	16	15.5
	観光施設	0	0.0	0	(0)	0	(0)	0	0	-
	宅地造成	2,078	4.7	352	(352)	1,726	(1,726)	2,220	△ 142	△ 6.4
	駐車場	0	0.0	0	(0)	0	(0)	10	△ 10	△ 100.0
	介護サービス	431	1.0	213	(213)	218	(218)	432	△ 1	△ 0.2
	小 計	2,670	6.1	620	(589)	2,051	(2,021)	2,818	△ 148	△ 5.3
合 計		43,963	100.0	32,543	(9,504)	11,420	(7,018)	44,482	△ 519	△ 1.2

(注) 他会計繰入金

公営企業に対しては、経営の健全化を促進し経営基盤を強化するため、一般会計等から繰入（負担・補助等）を行っている場合がある。運用上の基準として総務省から繰出金に関する通知が出され、一般会計等が負担等するべき経費や基準等が示されている（令和7年4月1日付け総財公第28号「令和7年度の地方公営企業繰出金について（通知）」）。

- ・ 基準内繰入金：地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づく繰入金。
- ・ 基準外繰入金：地方公営企業法等の規定による一般会計と公営企業会計との間の経費の負担区分の原則等に基づき、一般会計が公営企業会計に対して繰り出すべき基準に基づかない繰入金（例：収支不足の補てん等）。